

2016年度 離島対策等支援事業 実績報告（案）

1. 収支報告

収入は、特定再資源化預託金等からの出えんが 153,000 千円、その他の収入を加えた収入総額は 153,001 千円となった。

支出は、離島対策支援事業として 97,821 千円の出えんを行い、不法投棄等対策支援事業としての出えんはなかった。調査費 1,676 千円、理解普及活動費 947 千円、その他の事業費支出は 29,836 千円であり、事業費支出の合計は 130,280 千円となった。また、管理費等は 23,202 千円の支出となり、事業全体の支出総額は、153,482 千円となった（前年度比 109.4%、予算比 85.2%）。

これにより、当期収支差額は、-481 千円となり、前期繰越金 35,413 千円と合わせ、次期繰越金は 34,932 千円となった。

【2016 年度の収支概要】

(単位：千円)

		2015	2016		2017
		実績	予算	実績	予算
収入	特定再資源化預託金等からの出えん	132,000	153,000	153,000	192,000
	〃 (実額確定後の出えん)	-	-	-	2,620
	その他の収入(利息収入等)	20	18	1	1
	計	132,020	153,018	153,001	194,621
支出	離島対策支援事業	92,220	106,813	97,821	105,654
	不法投棄等対策支援事業	0	0	0	0
	調査費	1,137	1,730	1,676	7,500
	理解普及活動費	406	3,460	947	*1 49,570
	その他の事業費(人件費)	28,493	33,584	29,836	36,181
	事業費	122,256	145,587	130,280	198,905
	管理費等	18,025	25,766	23,202	10,353
	予備費	-	8,800	-	10,492
	計	140,281	180,153	153,482	219,750
当期収支差額		-8,261	-27,135	-481	-25,129
前期繰越収支差額		43,674	35,135	35,413	35,129
次期繰越収支差額		35,413	8,000	34,932	10,000

*1 広報部門活動費 2,620 千円（第 3 四半期までの実額に基づき出えん額を確定し、承認を申請）を含む。

2. 事業実績

1) 離島対策支援事業 出えん実績

82 市町村から事業計画書の提出を受け、計画内容を精査した結果、台数 24,838 台、106,813 千円の出えん計画とした。申請は、事業計画書を提出した 76 市町村に加え、保有台数 100 台以下のため事業計画書の提出が不要であった 9 市町村の計 85 市町村から、21,873 台（計画比 88.1%）、97,821 千円（同 91.6%）を受付けた。申請内容を確認した結果、全て適正であったため出えんを実施した。

台数については、21,873 台となり、前年度と比較して 47 市町村及び前年度は申請がなかった 2 市で 2,490 台の増加、31 市町村及び今年度は申請がなかった 4 市町村で 2,336 台の減少、5 市町村については同数となり、全体で 154 台の増加となった。殊に、一部の関連事業者において使用済自動車等の島外搬出が増加した奄美 4 市町村（426 台増）、石垣市（278 台増）の影響が大きい。

出えん額については、97,821 千円となり、前年度と比較して 50 市町村及び前年度は申請がなかった 2 市で 13,177 千円の増加、29 市町村及び今年度は申請がなかった 4 市町村で 7,576 千円の減少、4 市町村については同数となり、全体で 5,601 千円の増加となった。

台当たり輸送単価は、5,594 円と前年度に比べ 283 円の上昇となった。これは、単価が比較的安価な徳之島 3 町、佐渡市の台数減少による相対的上昇（188 円相当）、単価が比較的高価な隠岐の島町の台数増加による上昇（91 円相当）の影響が大きい。

（別紙 1 参照）

【事業実績の推移】

	2013	2014	2015	2016		2017
					対前年度	
						計画
離島市町村数	136	136	136	136	0	136
事業対象市町村数	125	125	125	125	0	125
計画市町村数	85	82	82	82	0	81
計画あり市町村数	76	75	77	76	-1	-
計画なし市町村数	12	12	10	9	-1	-
申請市町村数	88	87	87	85	-2	-
保有台数	398,187	422,299	422,419	426,098	3,679	424,419
計画台数	24,989	26,209	25,234	24,838	-396	24,231
申請台数	22,919	23,380	21,719	21,873	154	-
申請台数保有比(%)	5.8	5.5	5.1	5.1	0.0	-
計画額(千円)	110,476	113,874	108,596	106,813	-1,783	105,654
申請額(千円)	95,948	93,782	92,220	97,821	5,601	-
計画に対する申請比(%)	86.8	82.4	84.9	91.6	6.7	-
台当たり輸送単価(円)	5,234	5,016	5,311	*1 5,594	283	5,450

*1 軽自動車の最小単価は 1,728 円（佐渡市）、最大単価は 34,560 円（小笠原村）であった。

普通自動車の最小単価は 1,800 円（西海市）、最大単価は 38,880 円（小笠原村）であった。

2) 不法投棄等対策支援事業 出えん実績

環境省が 2015 年 4 月に 119 自治体を実施した自動車リサイクル法の施行状況に関する調査において把握した 100 台以上の不適正保管 9 事案を有する 6 自治体に対し、事業の活用見込みを確認した結果、事業活用を検討している自治体はなかったため、出えん計画はなしとした。また、年度途中で事案の発生もなかったため、出えんはなかった。

3) 離島対策支援事業 支援活動実績

(1) 計画と実績の乖離解消

事業計画と申請実績の乖離を解消するため、以下の条件に該当する 15 市町村のうち、過去 3 年間で支援を実施していない 5 市町村（与論町、知名町、海士町、姫路市、知夫村）について、現状分析を行い計画の精度向上又は事業の活用促進を支援した。

- ・ 2016 年度保有台数が 101 台以上
- ・ 2015 年度実績又は 2016 年度事業計画の平均海上輸送単価が 4,000 円以上
- ・ 2015 年度事業費予算執行率が 80%未満又は 120%超
- ・ 過去 3 年間平均実績額（2013～2015 年度）が 2016 年度事業計画額の 80%未満又は 120%超
- ・ 2016 年度計画台数が 11 台以上

なお、計画と実績の乖離解消を目的とした計画の精度向上は 2007 年度から、事業の活用促進は 2006 年度から全ての事業対象市町村に対し実施しており、事業費予算執行率は 2007 年度の 51%から 2012 年度以降は 80%を超えて推移している。市町村ごとに差はあるものの、2016 年度事業費予算執行率は 91.6%となったことから、本施策は 2016 年度をもって完了とする。

今後は、これまでどおり全ての事業計画書の内容を精査し、申請状況を注視するとともに計画台数策定手法等に課題がある場合は情報提供やデータに基づく助言等の対応を図り、事業者の稼働状況等に課題がある場合は育成等の対応を図る。

① 計画の精度向上

2 町（与論町、知名町）については、2016 年度の申請状況を注視し、2017 年度事業計画策定時に情報提供やデータに基づく助言等を実施した。具体的には、計画台数策定手法に課題があったため、島内関連事業者の取扱い台数の再調査や、島外に搬出される自動車の種別構成の追加調査を依頼し、計画台数の推計精度向上を支援した。その結果、2 町ともに 2017 年度の事業計画はより実態に見合ったものが策定され、知名町の過去 3 年間平均実績額は計画額の 80%以上 120%以下であり、過去の実績額から大幅な乖離は見られなかった。一方、与論町の過去 3 年間平均実績額は計画額の 80%以上 120%以下とならなかったものの、島内の解体業者が稼働を停止し、新たな引取業者が稼働を開始したことにより丸車で島外搬出が増加した 2015 年度以降の実績額から大幅な乖離は見られなかった。今後は、2017 年度の実績額を確認し、事業計画の精度を検証する。

② 事業の活用促進

同一の関連事業者における移動報告等の事務遅延が課題の 2 町村（海士町、知夫村）に

については、当該事業者における新任の自動車リサイクル担当者に対しリサイクルシステムの操作方法を説明する等の育成支援を実施した。その結果、使用済自動車の島外搬出及び事業の申請が再開され、申請実績は海士町で 2015 年度 15 台から 42 台、知夫村で 1 台から 27 台まで増加した。町村ごとに差があるものの、関連事業者の自動車リサイクル担当者が業務内容及び申請方法等を理解したことにより、今後も定期的な事業活用を見込めることとなった。

島内保有台数に比して申請台数が少ないため事業の活用促進を課題としていた姫路市については、住民や関連事業者へ事業周知チラシ等による周知を実施するとともに、担当者へ島内保有台数の再調査を働きかけた。その結果、島内保有台数は 2016 年度事業計画書では 940 台としていたが、実態は 480 台程度であることがわかった。よって、480 台に対する 2016 年度の申請台数保有比は 5.8%となり、全国平均 5.1%を超えることから対応を完了する。

③ 経過観察としていた 10 市町村

過去 3 年間に支援を実施したため経過観察としていた 10 市町村（与那国町、礼文町、薩摩川内市、栗国村、伊平屋村、座間味村、伊是名村、北大東村、宇和島市、瀬戸内町）については、2016 年度の申請状況を注視するとともに、2017 年度事業計画書の内容を精査し、台数、出えん額及び海上輸送費の妥当性を確認した。

その結果、計画台数が 10 台以下の宇和島市を除く 4 市町村（礼文町、薩摩川内市、座間味村、瀬戸内町）については、計画と実績の乖離を解消する対象抽出条件を超えるため、計画の精度向上又は事業の活用促進が図られていることがわかった。

一方、沖縄県の 5 町村（与那国町、栗国村、伊平屋村、伊是名村、北大東村）については、引き続き抽出条件に該当し、また年度ごとに申請実績が大きく変動していることから、2017 年度も事業の安定化を目的として個別に支援する。

（２）事業認知度の維持・向上

① 事業周知媒体の展開

事業周知チラシ・ポスターについて、事業対象の全 125 市町村へ要望を確認し、チラシ（24 市町村 775 枚）ポスター（21 市町村 162 枚）を配布した。

② 事業認知度の低い 4 市町への対応

申請実績がなく事業認知度の低い 4 市町（下関市、多度津町、新宮町、佐伯市）のうち、3 市町（下関市、多度津町、新宮町）については、事業認知度及び使用済自動車の島外搬出方法を直接住民へ調査した。

現地調査を実施した 2 市町（下関市、新宮町）については、いずれも漁協の組合員等は事業を認知していることがわかった。下関市については、公共事業等で島に物資を運び本土側へ帰港する船により無償で島外搬出しており、事業の需要がないことを確認した。新宮町については、島民が所有する船により無償で島外搬出しており、同様に事業の需要がないことを確認したため、対応を完了する。

離島住民に対するアンケートを実施した多度津町については、住民が費用負担のうえ定期船により島外搬出しており、事業認知度等に課題があることがわかった。町担当者へ事業周知チラシ等の配布による事業認知度の向上策を提案し、住民へ配布したことから、2017 年度以降は経過観察とする。

佐伯市については、離島住民に対するアンケートの実施を働きかけたところ、市において調査方法等が検討されることとなった。2017 年度は、検討結果を確認のうえ対応を図る。

③ 離島近隣の本土事業者に対する周知

本土近郊型の小規模離島が多い山口県の 9 市町（萩市、岩国市、柳井市、上関町、周南市、周防大島町、下関市、田布施町、防府市）について現状分析を行い、島内の使用済自動車を引き取る関連事業者が特定できており定期的に事業活用されている 3 市町（岩国市、柳井市、上関町）、前述の②のとおり事業の需要がないことを確認した下関市、島内保有台数が 1 台の防府市を除き、4 市町（萩市、周南市、周防大島町、田布施町）で一部の本土事業者が事業を認知しないまま使用済自動車を収集していることがわかった。そのため、住民が海上輸送費を負担して島外搬出していることから、離島近隣の本土事業者等への事業周知を網羅的に実施した。

具体的には、上記 4 市町に加えて隣接する市町村に所在する一定規模（5 台以上/月の取扱い）の関連事業者 138 事業所へ事業周知チラシを 690 枚配布した。また、当該関連事業者に事業の活用予定がない場合でも、島内に入出入りする関連事業者に対する事業周知を依頼した。

離島近隣の本土事業者に対する周知は、2014 年度より本土近郊型の小規模離島が多く事業の活用が進まない瀬戸内 4 県（岡山県、広島県、香川県、愛媛県）、三陸近隣の 4 市町（気仙沼市、塩竈市、石巻市、女川町）及び天草諸島近隣の 2 市町（天草市、長島町）、山口県 4 市町（萩市、周南市、周防大島町、田布施町）を対象に、離島近隣に所在する一定規模の本土事業者 397 事業所への事業周知を実施したため、2016 年度をもって完了とする。

今後は、本土事業者の事業認知度が低いことに起因して事業の活用がない場合は個別に対応を検討する。

（3）大規模離島の状況確認

関連事業者を中心とする事業の運用が定着し、比較的安定した申請実績がある大規模離島の奄美 4 市町村、種子島 3 市町、五島市、佐渡市、徳之島 3 町、壱岐市の手解体業者や破砕業者を訪問し、保管・処理状況等の確認、島内の使用済自動車等の流通状況等の情報収集を行い、事業等における課題の有無を確認した。

奄美 4 市町村及び徳之島 3 町については、一部の関連事業者で使用済自動車等が島外搬出されずに滞留していることがわかったため、県及び保健所に対して関連事業者への保管状況改善等の指導を依頼した。今後は、関連事業者の移動報告状況や申請実績を確認し滞留の改善等の状況を把握するとともに県及び市町村担当者と情報共有し、課題があれば対応する。

種子島 3 市町については、3 市町間での情報共有がないことにより 2 市町（西之表市、中種子町）の事業計画精度に課題があることがわかった。島内関連事業者の取扱い台数及び計画台数等について 3 市町間での情報共有を働きかけた結果、2017 年度の事業計画はより実態に見合ったものが策定された。今後は、申請状況を注視するとともに 2017 年度の実績額を確認し、事業計画の精度を検証する。

五島市については、関連事業者を中心に島内で発生した使用済自動車が概ね事業を活用して島外搬出されているものの、住民に対する事業周知等に課題があることがわかった。市の広報誌等を活用した住民に対する周知を提案したことから、引き続き市の検討・実施状況を確認し、課題があれば支援する。

佐渡市については、一部の本土事業者の申請が遅延していたため、当該事業者に事業の活用促進及び申請期間の遵守を指導した結果、2016 年度下期から一部改善され、申請実績は 2016 年度上期 562 台から 768 台まで増加したものの、未だ申請遅延が発生しているため、2017 年度は市を通じて申請遅延解消の対策を検討・実施する。

岐阜市については、現在は島内で発生した使用済自動車が概ね事業を活用して島外搬出されており、課題がないことを確認した。

2017 年度は、上記と同様に関連事業者を中心とする事業の運用が定着し比較的安定した申請実績がある他の大規模離島に加えて、中規模離島の解体業者や破砕業者を訪問し、保管・処理状況等の確認、島内の使用済自動車等の流通状況等の情報収集を行い、課題の有無を確認する。

(4) 市町村からの要請対応

2015 年度に課題の解消を支援した石垣市、宮古島市、広範囲にわたり使用済自動車等を収集していた中核事業者の廃業が報告された北海道 4 町（奥尻町、礼文町、利尻町、利尻富士町）について、以下の対応を実施した。

一部の関連事業者の使用済自動車が滞留していた石垣市については、2015 年度下期に使用済自動車等の島外搬出を再開した事業者が継続して島外搬出しており、申請実績は 2015 年度 1,283 台から 1,567 台まで回復した。使用済自動車の滞留が報告される以前の平均申請実績まで回復したことから、課題が解消しつつあることを確認した。

船会社が 2 社から 1 社へ減少することに伴い懸念されていた輸送単価の上昇がないことを 2015 年度に確認した宮古島市については、申請状況を注視するとともに 2016 年度の申請実績を確認した。その結果、申請実績は 2015 年度 2,728 台から 3,021 台、台当たり単価は 2015 年度 2,955 円から 2,939 円と大幅な変動がなく、問題なく事業が活用されていることを確認したため、対応を完了する。

広範囲にわたり使用済自動車等を収集していた中核事業者の廃業が報告された北海道 4 町（奥尻町、礼文町、利尻町、利尻富士町）のうち、3 町（奥尻町、利尻町、利尻富士町）では他の中核事業者が使用済自動車等の収集を拡大し、残る礼文町では廃業した中核事業者の元従業員が新たに引取業者として使用済自動車等の収集を開始した。町ごとに差はあるものの、4 町の申請実績は 2015 年度 262 台から 333 台と中核事業者の廃業前より増加していることから、新たな事業者の育成は不要であり、課題が解消されたことを確認した。

(5) 申請書受付時の証憑確認

市町村において適切に受付支払業務が実施されていることを確認するため、申請書受付時の証憑確認を 20 市町村 1,275 台に対し実施した。3 町村 72 台については誤った証憑が収集されていたため、正しい証憑を収集するよう指導した。

また、現地での受付支払業務確認検査を市町村訪問時に 17 市町村 260 台に対し実施した。3 市町 17 台については誤った証憑が収集されていたため、正しい証憑を収集するよう指導した。2 町（中種子町、知名町）5 台については、受付業務が適正に実施されておらず証憑が収集されていなかったため、証憑を収集するよう指導し、後日証憑が収集されたことを確認した。

4) 不法投棄等対策支援事業 支援活動実績

(1) 自治体における事業の理解普及

使用済自動車の不法投棄対策等の未然防止に資する理解活動として、47 都道府県に対して市町村の廃棄物担当者に向けた説明会の実施要否を確認のうえ、要請に応じて説明会を実施した。

具体的には、都道府県へ当該活動を4回に亘り案内し、要請があった8自治体（秋田県、岩手県、宮城県、福島県、山梨県、愛知県、高知県、奈良県〔資料配布のみ〕）に説明者を派遣し、放置自動車の処理対策に関して、積極的に取り組んでいる2市（横浜市、市原市）の処理方法や使用済自動車の判別方法等について情報提供を実施した。その結果、放置自動車の適正な処理に関する条例の制定に向けて検討を開始した自治体や来年度の説明者の再派遣を要望する自治体があった。

加えて、本取組の活用を促進するため、全国市長会、全国町村会の協力のもと、会員向けホームページ上で説明者の派遣に関する周知を実施するとともに、全国都市清掃会議が開催する廃棄物研修会において本取組を案内した。今後は、再資源化支援部が実施している説明会と、使用済自動車等の移動報告情報を管理する情報管理部やフロン・エアバッグ類の適正処理を推進する一般社団法人自動車再資源化協力機構が企画している自治体向けの研修会を統合し、自動車リサイクルに関する総合的な知見の提供を検討する。

また、2016年12月に環境省が47都道府県・72保健所設置市計119自治体の廃棄物担当者に向けて全国8箇所で開催した行政連絡会議に出席し、使用済自動車の不法投棄対策等の推進について情報提供を実施した。

具体的には、全国の不法投棄・不適正保管事案の状況に加えて、不適正保管事案の改善事例や不法投棄等対策支援事業の活用事例等について情報提供を実施した。また、不法投棄等の未然防止に資する理解活動として、市町村の廃棄物担当者に向けた放置自動車の処理対策に関する説明会を実施していることについて再度案内した。

（2）問い合わせ対応及び事業計画の策定

事業に関する問い合わせ27件に対応した。内容は、事業についての問い合わせ13件、その他14件であった。

また、自治体の事務負担の軽減及び調査結果の集計・確認の迅速化を図るため、毎年12月に実施している事業活用見込み調査と、環境省が毎年4月に実施している使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査を統合して再資源化支援部が2016年6月に実施した。その結果、47都道府県・72保健所設置市計119自治体において2016年度及び2017年度に事業活用を検討している自治体がないことを確認した。

（3）現場調査の検討・実施

47都道府県・72保健所設置市計119自治体に実施した使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査において確認した100台以上の不適正保管6事案を有する4自治体を訪問し、立入検査等へ同行のうえ現場確認や担当者との意見交換を実施した。

2自治体については、原因者に対し廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収が実施されており、事案の改善に向けた対応が図られていることがわかった。残る2自治体については、不適正保管状態の改善や撤去・処理について原因者への指導を継続しており、引き続き当該自治体担当者との情報共有を図りつつ協力を行う。